

東広島市建設工事等請負業者
選定に関する規程

東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程

昭和 5 1 年 7 月 1 5 日

訓 令 第 1 4 号

改正	昭和 5 1 年 1 1 月 1 2 日	訓令第 2 2 号
	昭和 5 3 年 6 月 2 8 日	訓令第 1 3 号
	昭和 5 3 年 1 1 月 1 5 日	訓令第 2 4 号
	昭和 5 5 年 5 月 2 0 日	訓令第 1 2 号
	昭和 5 6 年 3 月 3 0 日	訓令第 6 号
	昭和 5 6 年 7 月 9 日	訓令第 1 6 号
	昭和 5 6 年 8 月 3 1 日	訓令第 1 9 号
	昭和 5 7 年 4 月 2 0 日	訓令第 8 号
	昭和 5 7 年 9 月 2 8 日	訓令第 1 7 号
	昭和 5 8 年 6 月 1 日	訓令第 1 1 号
	昭和 6 2 年 9 月 1 4 日	訓令第 1 5 号
	平成 元年 1 1 月 2 日	訓令第 1 6 号
	平成 3 年 6 月 1 日	訓令第 9 号
	平成 3 年 9 月 1 日	訓令第 1 0 号

平成 5 年 6 月 8 日	訓令第 1 1 号
平成 6 年 1 0 月 1 日	訓令第 8 号
平成 7 年 6 月 5 日	訓令第 1 4 号
平成 9 年 7 月 1 日	訓令第 7 号
〔この訓令で題名改正〕	
平成 1 3 年 3 月 3 0 日	訓令第 9 号
平成 1 4 年 3 月 1 1 日	訓令第 1 号
平成 1 5 年 4 月 1 日	訓令第 8 号
平成 1 7 年 4 月 1 日	訓令第 4 2 号
平成 1 7 年 9 月 1 6 日	訓令第 5 6 号
平成 1 8 年 3 月 2 8 日	訓令第 3 号
平成 1 8 年 9 月 2 5 日	訓令第 1 4 号
平成 1 9 年 3 月 2 7 日	訓令第 6 号
平成 2 1 年 3 月 2 6 日	訓令第 6 号
平成 2 3 年 3 月 2 5 日	訓令第 4 号
平成 2 5 年 3 月 2 9 日	訓令第 7 号
平成 2 7 年 3 月 3 1 日	訓令第 5 号
平成 2 8 年 4 月 6 日	訓令第 1 7 号
令和 5 年 4 月 1 日	訓令第 3 号
令和 7 年 4 月 1 日	訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、市が行う指名競争入札又は随意契約に係る建設工事並びに測量及び建設工事に関する設計調査その他建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の発注について、優秀にして、かつ、堅実な建設工事等請負業者（以下「業者」という。）を公平に、かつ、適切に選定するための必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「建設工事」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。

2 この規程において「建設業者」とは、建設業法第 2 条第 3 項に規定する者をいう。

3 この規程において「測量等」とは、測量（測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量をいう。）、建設コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 19 条第 3 号に規定する建設コンサルタントの行う業務をいう。）、地質調査（地質調査業者登録規程（昭和 52 年

建設省告示第 718 号) 第 2 条第 1 項に規定する地質調査業者の行う地質調査をいう。) 及び補償コンサルタント業務(補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号) 第 2 条第 1 項に規定する補償コンサルタントの行う業務をいう。)をいう。

- 4 この規程において「指名業者」とは、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。) 第 167 条の 12 第 1 項の規定により指名した業者をいう。

(指名競争入札参加資格等)

第 3 条 令第 167 条の 11 第 2 項の規定による本市の定める入札参加の資格を得ようとする業者は、市長に対し、建設工事等入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を 2 年ごとに行わせるものとする。
- 3 市長が必要と認めるときは、前項に規定する期間内において、18 回を限度として市長が定める期日までに第 1 項の申請書を提出させることができる。

(等級別格付等)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請書の提出のあった業者について次条第 1 項第 1 号の規定により業者としての適格性についての審査及び建設工事等の施行能力に関する審査(以下「適格審査」という。)を行い、適格であると認められた建設業者について、建設業者の経営に関する事項の審査の結果一覧による総合評定値と市長が別に定める主観的事項について算出した主観点数を合計した総合数値(以下「総合数値」という。)及び年平均完成工事高に基づいて、建設工事種類別格付基準(別表第 1)により工事の種類別に等級を区分した資格の格付(以下「資格の格付」という。)をするものとする。ただし、測量等に係る業者については、適格審査のみを行う。

- 2 市長は、前項本文の規定による資格の等級ごとにその等級に属する登録業者に対して、工事発注する場合の標準となる工事予定金額(以下「標準発注金額」という。)の範囲を定めなければならない。
- 3 前項の標準発注金額は、格付別標準発注金額表(別表第 2)のとおりとする。ただし、維持修繕及び災害復旧等の工事のうち別に定めるものについては、この限り

でない。

- 4 第1項本文の規定による資格の格付を行ったときは、資格の格付に係る登録業者に対し業種及び格付を通知するとともに一般の閲覧に供するものとする。

(選定審査会)

第5条 市長の諮問に応じ、次に掲げる業務を行わせるため、東広島市建設業者等選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 第3条に規定する申請書を提出した業者に対し、適格審査を行い、適格であると認められる業者を登録業者として選定すること。
- (2) 前号に規定する登録業者のうちから指名業者を選定すること。
- (3) 第1号に規定する登録業者に係る指名除外に関すること。
- (4) その他審査会の会長が必要と認めたこと。

2 前項の審査会の会長及び委員は、市長が別に指名する者をもって構成する。

3 審査会の運営等については、審査会の会長が定めるものとする。

(指名業者の選定)

第6条 審査会は、建設工事に係る指名業者の選定に当たっては、原則として、当該建設工事の種類に応じ、第4条の規定による別表第2に掲げる請負対象設計金額欄の区分に対応した当該等級別格付欄に掲げる格付を有する登録業者のうちから選定するものとする。

2 前項の規定により選定する指名業者の数の標準は、おおむね建設工事に係る指名業者選定数標準表（別表第3）のとおりとする。

3 測量等に係る指名業者の数の標準は、おおむね測量等に係る指名業者選定数標準表（別表第3）のとおりとする。

4 入札前において、現に指名している資格者について第7条各号に掲げる事項に関し不適切な事実が生じた場合は、当該資格者の指名を取り消すものとする。

(勘案事項)

第7条 審査会は、指名業者を選定しようとするときは、次に掲げる事項及び選定基準の留意事項（別表第4）を総合的に考慮して行わなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状況
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 地理的条件
- (5) 手持工事の状況
- (6) 工事についての技術的適性
- (7) 安全管理及び労働福祉の状況
- (8) 同種の工事についての経験
- (9) 技術者の状況
- (10) 工事に係る設計業務等の受託者との関係

(選定の例外)

第8条 指名業者の選定に当たって、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定による別表第2に掲げる請負対象設計金額欄の区分に対応した当該等級別格付欄の1等級上位及び1等級下位の等級の資格を有する登録業者のうちから選定することができる。

- (1) 発注工事に継続する従前の建設工事を現に施工し、又は施工していた者がある場合
- (2) 発注工事の施工箇所付近で他の工事を現に施工し、又は同時期に施工する者がある場合
- (3) 発注工事と密接な関連のある工事を直近若しくは現に施工し、又は同時期に施工する者がある場合
- (4) 発注工事の施工箇所付近に建設業法第3条第1項の本店等を有している者がある場合
- (5) その他審査会が必要と認める場合

2 前項の規定により1等級上位の格付を有する者として扱うことができる場合の請負対象設計金額は、第4条の規定による別表第2に掲げる当該等級別格付欄の金額の最高額の2倍に相当する額を超えることができない。

(選定の特例)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条の規定による別表第1に掲げる建設工事種類別格付基準及び第6条の規定による別表第3に掲げる建設工事に係る指名業者選定数標準表によらないことができるものとする。

- (1) 緊急に施工する必要のある災害復旧工事、維持修繕工事等を発注しようとする場合
- (2) 高度又は特殊な技術を要する工事又は新開発工法等の新技术を用いる工事を発注しようとする場合
- (3) 発注工事の施工箇所の地域の特性等を考慮する必要がある場合又は第5条第1号で選定した登録業者の数が少数である等の場合で、市長が特に必要と認めたとき。

(随意契約の相手方の選定)

第10条 令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約の場合は、原則として、第5条第1項第1号に規定する登録業者のうちから契約の相手方を選定するものとする。

- 2 令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定に基づく随意契約の場合は、原則として当該競争入札に参加した者のうちから契約の相手方を選定するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年11月12日訓令第22号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年6月28日訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年11月15日訓令第24号)

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和53年10月11日から適用する。
- 2 この訓令(中略)第20条の規定による改正後の(中略)東広島市建設工事請負業者選定に関する規程第6条第1号、同条第2号及び第7条第1項の規定は、昭和53年9月1日から適用する。

附 則 (昭和55年5月20日訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 56 年 3 月 30 日訓令第 6 号）

この訓令は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 7 月 9 日訓令第 16 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年 8 月 31 日訓令第 19 号）

この訓令は、昭和 56 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 4 月 20 日訓令第 8 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 9 月 28 日訓令第 17 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 6 月 1 日訓令第 11 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年 9 月 4 日訓令第 15 号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の東広島市建設工事請負業者選定に関する規程の規定は、昭和 60 年 8 月 19 日から適用する。

附 則（昭和 62 年 9 月 14 日訓令第 15 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 11 月 2 日訓令第 16 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 6 月 1 日訓令第 9 号）

この訓令は、平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 9 月 1 日訓令第 10 号）

この訓令は、平成 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月 8 日訓令第 11 号）

この訓令は、平成 5 年 6 月 8 日から施行する。

附 則（平成 6 年 10 月 1 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 6 月 5 日訓令第 14 号）

この訓令は、平成 7 年 6 月 5 日から施行する。

附 則（平成 9 年 7 月 1 日訓令第 7 号）

この訓令は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日訓令第 9 号）

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 11 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日訓令第 8 号）

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日訓令第 42 号）

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 16 日訓令第 56 号）

この訓令は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 25 日訓令第 14 号）

1 この訓令は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

2 この訓令による改正後の東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第 4 条第 1 項及び別表第 1 の規定は、この訓令の施行の日以降に提出された建設工事等入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に係る資格の格付について適用し、同日前に提出された申請書に係る資格の格付については、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 6 日訓令第 17 号)

- 1 この訓令は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 の 9 の項の改正規定（「3 件」を「5 件」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、同年 4 月 6 日から施行する。
- 2 改正後の東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程（次項において「新規程」という。）別表第 4 の 9 の項（配置される主任技術者等が兼務できる工事の件数に関する部分に限る。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後にした入札の公告、指名の通知又は見積りの依頼（以下「入札公告等」という。）に係る建設工事等について適用し、同日前にした入札公告等に係る建設工事等については、なお従前の例による。
- 3 新規程別表第 4 の 9 の項（配置される主任技術者等が兼務できる工事の件数に関する部分を除く。）は、平成 28 年 5 月 30 日以後にする入札公告等に係る建設工事等について適用し、同日前にする入札公告等に係る建設工事等については、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 3 月 7 日訓令第 3 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 13 日訓令第 2 号)

- 1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする資格の格付け（第 4 条第 1 項に規定する資格の格付けをいう。以下同じ。）について適用し、施行日前にした資格の格付けについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 4 の規定は、施行日以後にする入札の公告、指名の通知又は見積りの依頼（以下「入札公告等」という。）に係る建設工事等（第 1 条に規定する建設工事等をいう。以下同じ。）の第 7 条の規定による指名業者の選定（以下「指名業者の選定」という。）について適用し、施行日前にした入札公告等に係る建設工事等の指名業者の選定については、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条関係）

建設工事種類別格付基準

工事の 種類 格付	土木一式 工 事	建築一式 工 事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事	水道施設 工 事	その他
A	総合数値 800 点 以上かつ 年平均完 成工事高 3,000 万 円以上	総合数値 750 点 以上かつ 年平均完 成工事高 3,000 万 円以上	総合数値 680 点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,250 万 円以上	総合数値 700 点 以上かつ 年平均完 成工事高 2,000 万 円以上	総合数値 750 点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,500 万 円以上	総合数値 700 点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,250 万 円以上	総合数値 700 点 以上かつ 年平均完 成工事高 2,000 万 円以上	総合数値 700 点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,500 万 円以上
B	総合数値 700 点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,000 万円 以上 (格付 A に 該当する ものを除 く。)	総合数値 600 点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,000 万円 以上 (格付 A に 該当する ものを除 く。)	総合数値 1 点 以上かつ 年平均完 成工事高 1 円以上 (格付 A に 該当する ものを除 く。)	総合数値 630 点 以上かつ 年平均完 成工事高 750 万円 以上 (格付 A に 該当する ものを除 く。)	総合数値 500 点 以上かつ 年平均完 成工事高 750 万円 以上 (格付 A に 該当する ものを除 く。)	総合数値 1 点 以上かつ 年平均完 成工事高 1 円以上 (格付 A に 該当する ものを除 く。)	総合数値 630 点 以上かつ 年平均完 成工事高 750 万円 以上 (格付 A に 該当する ものを除 く。)	総合数値 600 点 以上かつ 年平均完 成工事高 750 万円 以上 (格付 A に 該当する ものを除 く。)
C	総合数値 1 点 以上かつ 年平均完 成工事高 1 円以上 (格付 A 及 び格付 B に該当す るものを 除く。)	総合数値 1 点 以上かつ 年平均完 成工事高 1 円以上 (格付 A 及 び格付 B に該当す るものを 除く。)		総合数値 1 点 以上かつ 年平均完 成工事高 1 円以上 (格付 A 及 び格付 B に該当す るものを 除く。)	総合数値 1 点 以上かつ 年平均完 成工事高 1 円以上 (格付 A 及 び格付 B に該当す るものを 除く。)		総合数値 1 点 以上かつ 年平均完 成工事高 1 円以上 (格付 A 及 び格付 B に該当す るものを 除く。)	総合数値 1 点 以上かつ 年平均完 成工事高 1 円以上 (格付 A 及 び格付 B に該当す るものを 除く。)

別表第 2（第 4 条関係）全部改正〔平成 1 3 年訓令 9 号〕

格付別標準発注金額表

等級別 格 付	請 負 対 象 設 計 金 額							
	土木一式 工 事	建築一式 工 事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事	水道施設 工事	その他
A	3,000 万円 以上	3,000 万円 以上	1,250 万円 以上	2,000 万円 以上	1,500 万円 以上	1,250 万円 以上	2,000 万円 以上	1,500 万円 以上
B	1,000 万円 以上 3,000 万円 未満	1,000 万円 以上 3,000 万円 未満	1,250 万円 未満	750 万円 以上 2,000 万円 未満	750 万円 以上 1,500 万円 未満	1,250 万円 未満	750 万円 以上 2,000 万円 未満	750 万円 以上 1,500 万円 未満
C	1,000 万円 未満	1,000 万円 未満		750 万円 未満	750 万円 未満		750 万円 未満	750 万円 未満

別表第 3 (第 6 条関係)

建設工事に係る指名業者選定数標準表

請 負 対 象 設 計 金 額	指 名 業 者 数
9,000 万円以上	1 2 以上
3,000 万円以上 9,000 万円未満	1 0 以上
500 万円以上 3,000 万円未満	8 以上
500 万円未満	6 以上

測量等に係る指名業者選定数標準表

業務委託対象設計金額	指 名 業 者 数
1,500 万円以上	1 0 以上
500 万円以上 1,500 万円未満	8 以上
500 万円未満	5 以上

別表第 4（第 7 条関係）

選定基準の留意事項

1 不誠実な行為の有無	次に掲げる場合は、指名しない。 (1) 市の発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる場合に該当し、かつ、その状態が継続しており、請負者として不適当であると認められる場合 ア 当該請負契約に違反し、又は指示に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である場合 イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、請負者の下請契約関係が不適切であることが明確である場合 (2) 次のとおり関係行政庁の事実認定に基づく行為により、明らかに請負者として不適切な事実が認められる場合 ア 警察当局から市に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があった場合など、明らかに請負者として不適当であると認められる場合 イ 資格者又はその役員若しくはその使用人が入札妨害又は贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ウ 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反したとして、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 に基づく排除勧告を受けた場合 エ 業務に関し法令に違反し、資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
--------------------	--

	オ 建設業法第 28 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく指示又は同条第 3 項の規定に基づく営業停止 (本件入札に参加し、又は本件入札の請負人になることを禁止する内容を含まない処分であって、既に市が行った指名除外措置の措置理由たる事情の全部又は一部がその処分理由と重複しているものを除く。) の処分を受けた場合 カ 代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法 (明治 40 年法律第 45 号) の規定による罰金刑を宣告された場合
2 経営状況	営業不振のため、不渡手形を発行する等経営状況が著しく不健全である場合は、指名しない。
3 工事成績	工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案する。
4 地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事实績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種、工事規模等に応じて発注工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断する。
5 手持工事の状況	工事の手持状況からみて、発注工事を施工する能力があるかどうかを判定する。
6 工事についての技術的適性	発注工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる工事の施工実績があるかどうかを判定する。
7 安全管理及び労働福祉の状況	1 次に掲げる場合は、指名しない。 (1) 市の発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるとき。 (2) 賃金の不払に関する関係機関からの通報が市に対してあり、その状態が継続していて、明らかに請負者として不

	適当であると認められる場合 (3) 市の発注工事の施工に当たって公衆又は工事関係者に死亡者を生じさせる等安全管理の措置が不適切であり、明らかに請負者として不適当であると認められる場合 2 次に掲げる場合に該当するときは、これに十分配慮する。 (1) 安全管理成績が特に優良であると認められる場合 (2) 建設業退職金共済又は中小企業退職金共済に加入し、契約を履行していると認められる場合
8 同種の工事についての経験	次の要件について総合的に判断する。 (1) 発注工事と同種の工事について、相当の施工実績があること。 (2) 発注工事と同種かつ同等規模以上の工事について国、都道府県、市町村又はこれらに準ずる者と請負契約を締結し、誠実に履行していること。 (3) 地形、地質等の自然的条件、周辺環境の条件等発注工事の作業条件と同程度と認められる条件下での施工実績があること。
9 技術者の状況	発注工事の種別に応じ、当該工事を施工するに足りる主任技術者又は監理技術者が確保できると認められるかどうかを判定する。
10 工事に係る設計業務等の受託者との関係	発注工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において次のいずれかに該当する者は指名しない。 (1) 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者 (2) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役

	員を兼ねている者
--	----------